

# 埼玉県屋外広告業監督処分基準

〔平成27年 2月16日  
都市整備部長決裁〕

この基準は、埼玉県屋外広告物条例（昭和50年埼玉県条例第42号。以下「条例」という。）第25条の4第1項に基づき、知事が行う屋外広告業に係る条例違反に対する監督処分に係る埼玉県行政手続条例（平成7年埼玉県条例第65号）第12条第1項の規定による処分基準について以下のとおり定める。

## 1 条例違反行為及び違反点数

この基準において適用される条例違反行為及び条例違反行為の違法性を評価する数値（以下「違反点数」という。）は、別表のとおりとする。

## 2 監督処分

屋外広告業に係る監督処分については、過去の処分及び累積違反点数を考慮し（不正手段により登録を受けた者を除く）、原則として次表により処分し、公表する。

この場合において、処分の対象者が、営業の停止と登録の取消しのいずれにも該当する場合は登録の取消しとし、違反点数により計算した営業停止の期間が6月を超える場合は6月とする。

処分の種類	処分の対象者	処分の内容（原則）
営業の停止	過去5年間に処分歴がなく、過去5年間の累積違反点数が10点以上の者	違反点数1点当たり1日として計算した期間、営業停止
	過去5年間に処分歴があり、前回の処分以降の累積違反点数が10点以上の者	違反点数1点当たり10日として計算した期間、営業停止
登録の取消し	不正の手段により登録を受けた者	登録の取消し
	過去5年間に処分歴があり、過去5年間に3回以上の営業停止処分を受けた者又は過去5年間の累積違反点数が30点以上の者	登録の取消し

## 3 施行期日

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表

条例違反行為及び違反点数一覧表

違反行為の様態 (県内市町村における行為も含む。)	根拠条文	違反 点数	参 考	
			罰則の法定刑等 根 拠 条 文	対 象
登録を受けずに屋外広告業を営む行為	第 23 条 第 1 項・3 項	—	懲役 1 年又は 罰金 50 万円以下 第 28 条第 1 号	業
不正の手段により登録を受ける行為	第 23 条 第 1 項・3 項	—	懲役 1 年又は 罰金 50 万円以下 第 28 条第 2 号	業
営業の停止命令に違反して屋外広告業を営む行為	第 25 条の 4 第 1 項	10 点	懲役 1 年又は 罰金 50 万円以下 第 28 条第 3 号	業
条例に違反して広告物の表示等をする行為	第 6 条 第 1 項	5 点	罰金 50 万円以下 第 28 条の 2 第 1 号	物
知事の除却すべき旨の措置命令に違反する行為	第 17 条 第 1 項	5 点	罰金 50 万円以下 第 28 条の 2 第 2 号	物
許可を得ずに広告物等を変更し、又は改造する行為	第 12 条 第 1 項	3 点	罰金 30 万円以下 第 29 条第 1 号	物
除却すべき広告物等を除却しない行為	第 15 条 第 1 項	3 点	罰金 30 万円以下 第 29 条第 2 号	物
屋外広告物に関する措置命令に違反する行為 (知事の除却すべき旨の措置命令違反除く)	第 17 条 第 1 項	3 点	罰金 30 万円以下 第 29 条第 3 号	物
変更の届出をせず、又は虚偽の届出をする行為	第 23 条の 5 第 1 項	3 点	罰金 30 万円以下 第 29 条第 4 号	業
業務主任者を選任しない行為	第 25 条 第 1 項	3 点	罰金 30 万円以下 第 29 条第 5 号	業
屋外広告物に関し、報告、検査を拒む等の行為	第 18 条 第 1 項	2 点	罰金 20 万円以下 第 30 条第 1 号	物
屋外広告業に関し、報告、検査を拒む等の行為	第 25 条の 6 第 1 項	2 点	罰金 20 万円以下 第 30 条第 2 号	業
廃業等の届出を怠る行為	第 23 条の 7 第 1 項	1 点	過料 5 万円以下 第 31 条の 2 第 1 号	業
標識を掲げない行為	第 25 条の 2	1 点	過料 5 万円以下 第 31 条の 2 第 2 号	業
帳簿の備え付け等の義務に違反する行為	第 25 条の 3	1 点	過料 5 万円以下 第 31 条の 2 第 3 号	業

(注)

- 1 「違反行為の様態」は、埼玉県屋外広告物条例に罰則が定められているものである。
- 2 「違反点数」は、罰則の法定刑等の上限を考慮して定めた。
- 3 「対象」欄の「業」は屋外広告業に係るものであり、「物」は屋外広告物に係るものである。

- 4 「登録を受けないで屋外広告業を営む行為」は、監督処分(登録の取消し及び営業の停止)の対象にならないことから、監督処分の判断材料である違反点数を定めていない。
- 5 「不正の手段により登録を受ける行為」は、本来、登録が拒否されるべきであったものであり、原則として、累積違反点数によらず速やかに、「登録の取消し」を行うものである。このため、処分の適否及び軽重を判断するための違反点数を定めない。